

外部評価対象事業の選定

1. 外部評価対象事業

「第2次十和田市総合計画第2期実施計画事業」(149 事業)のうち、下記を除く 121 事業を対象とする(資料2-1参照)。

[対象外事業] (資料2-1で灰色としている 28 事業)

- ①教育委員会が実施する事業(25 事業)※当該事業は、教育委員会において評価を実施
- ②完了・休止等により、令和3年度で終了した事業(3事業)

2. 評価対象事業の選定方法

各委員から 10 事業を選定していただき、集計した結果の選定数が多い順に7事業を評価対象事業とします。※選定に疑義が生じた場合は、委員長と相談の上、選定いたします。

・資料2-1に市が重点的に取り組んだ事業にマークを掲載しておりますので、選定する際の参考としてください。

- ①令和3年度各部の重点目標
- ②令和3年度予算重点事業
- ③令和3年度外部評価対象事業

3. 評価対象事業の選定作業

・資料2-1、資料2-2及び資料2-3をご参照の上、評価対象としたい 10 事業の計画番号を「回答様式2」にご記入ください。